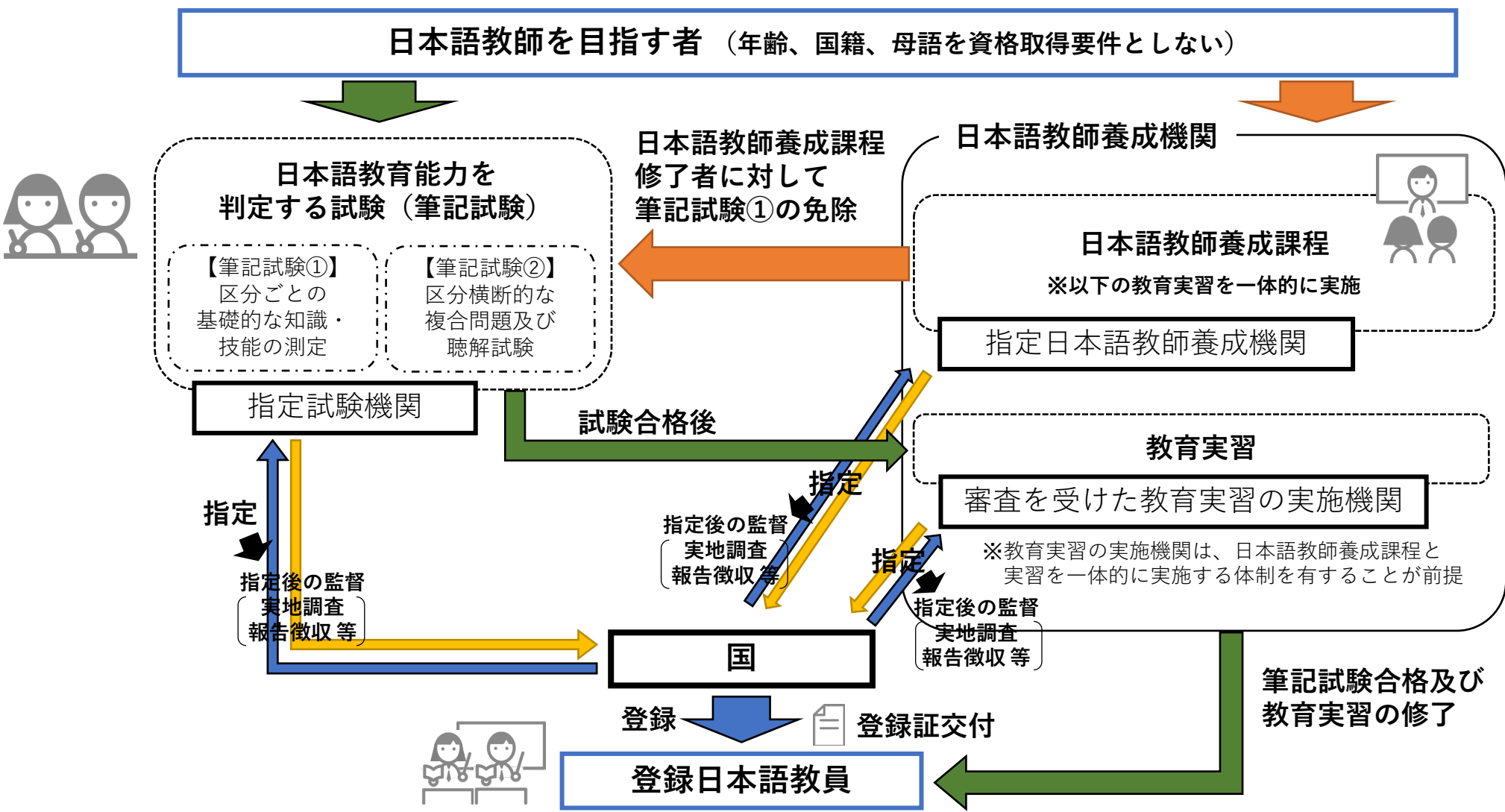


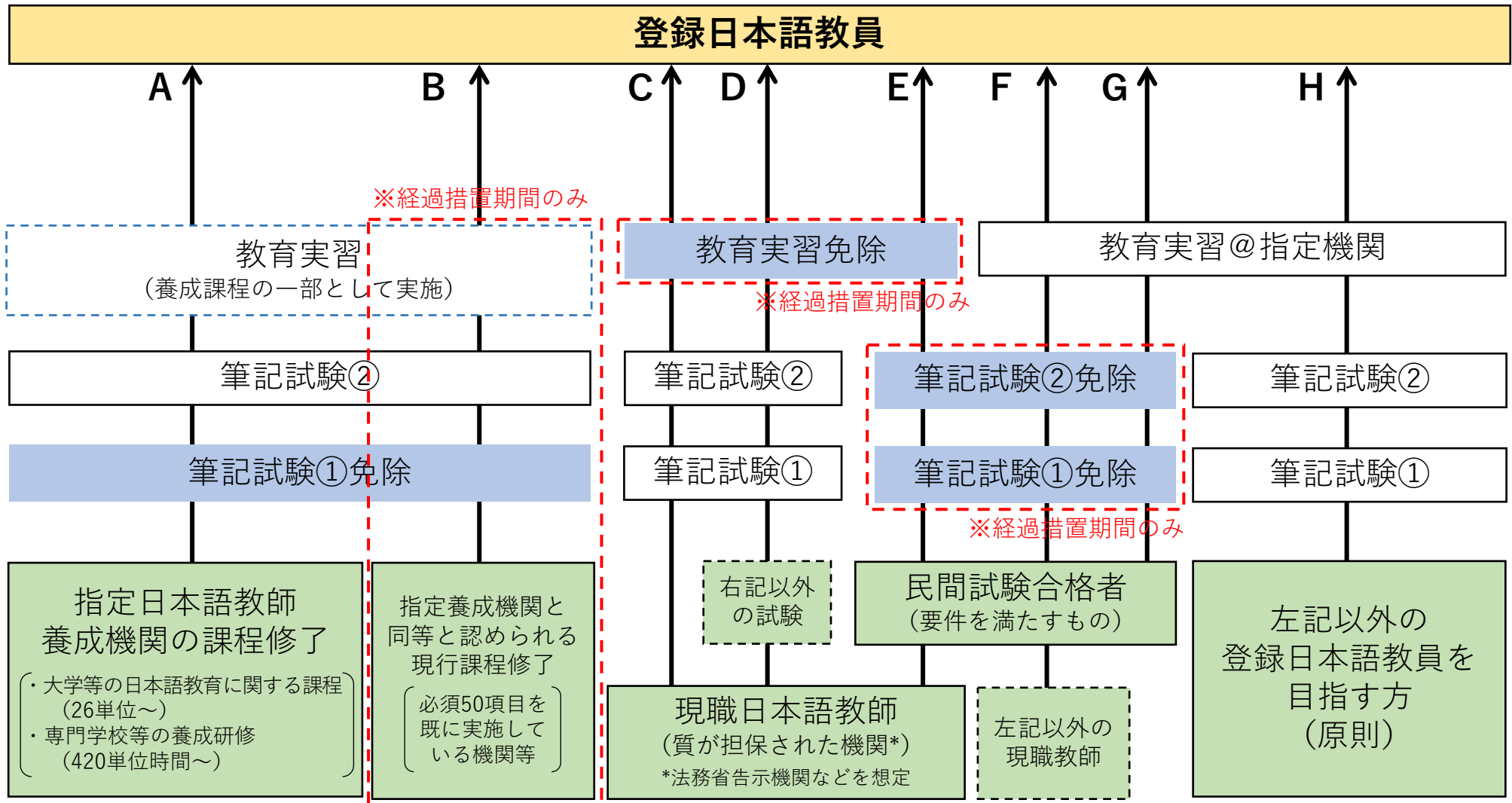
○認定を受けた日本語教育機関において外国人等に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。



※新制度に係る名称・内容等については、今後、制度の検討過程で変更がありうる。

登録日本語教員の資格取得ルート（イメージ）【たたき台】

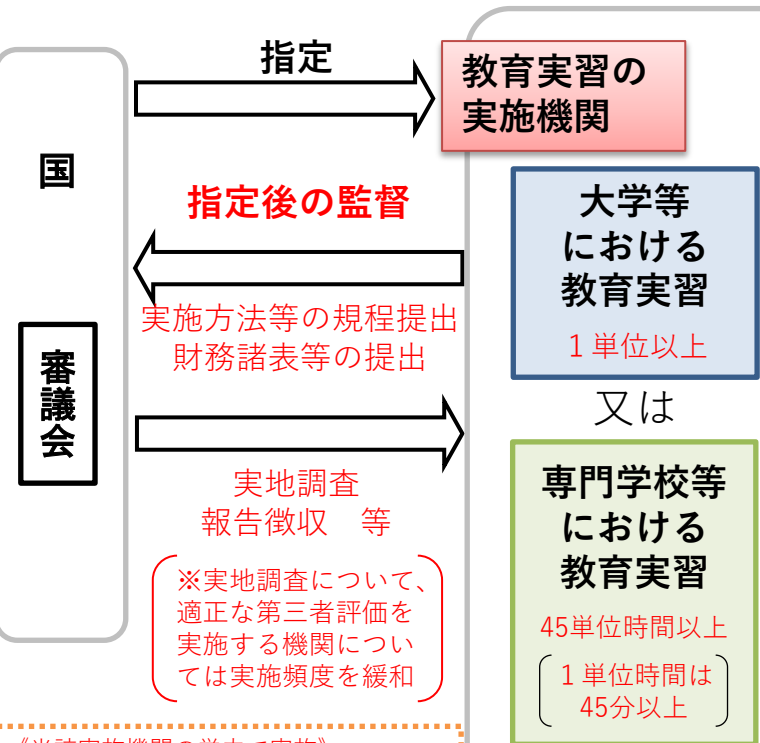
- 令和3年8月の日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」）報告書においては、日本語教師の国家資格の取得要件や養成機関の在り方、試験・教育実習の免除、現職日本語教師等の資格取得方法（経過措置等）について示されている。
- これを踏まえ、経過措置を含め、登録日本語教員の資格取得ルートのイメージを整理したものが以下の通り。



※現行の法務省告示機関における教員要件を満たす者などについては、一定期間に限り、登録日本語教員資格を未取得でも認定を受けた日本語教育機関において働くことができる経過措置を検討。

教育実習の実施機関の指定等に係る方向性（イメージ）【たたき台】

- 協力者会議の報告書では、日本語教師の国家資格取得に当たり、「日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を身に付けるため、教育実習を履修することが必要」とされており、実習内容や担当教員の数等が示されている。
- 教育実習については、日本語教師養成課程と教育実習を一体的に実施することができる教育実習の実施機関として文部科学大臣が指定したものが実施するものとし、その際の要件等のイメージを以下に示す（※上記報告書から追加した事項は赤字）。



《当該実施機関の学内で実施》
・当該大学の別科や留学生対象コース
・当該専門学校等のコース 等

《学外で実施》
・認定を受けた日本語教育機関のコース
・地方自治体が主催する地域日本語
教室のコース
・小中学校等と連携した児童生徒に
対するコース
・企業・事業者等と連携した就労者
向けコース
・指定養成機関が海外の大学等と提携
した留学前日本語コース 等

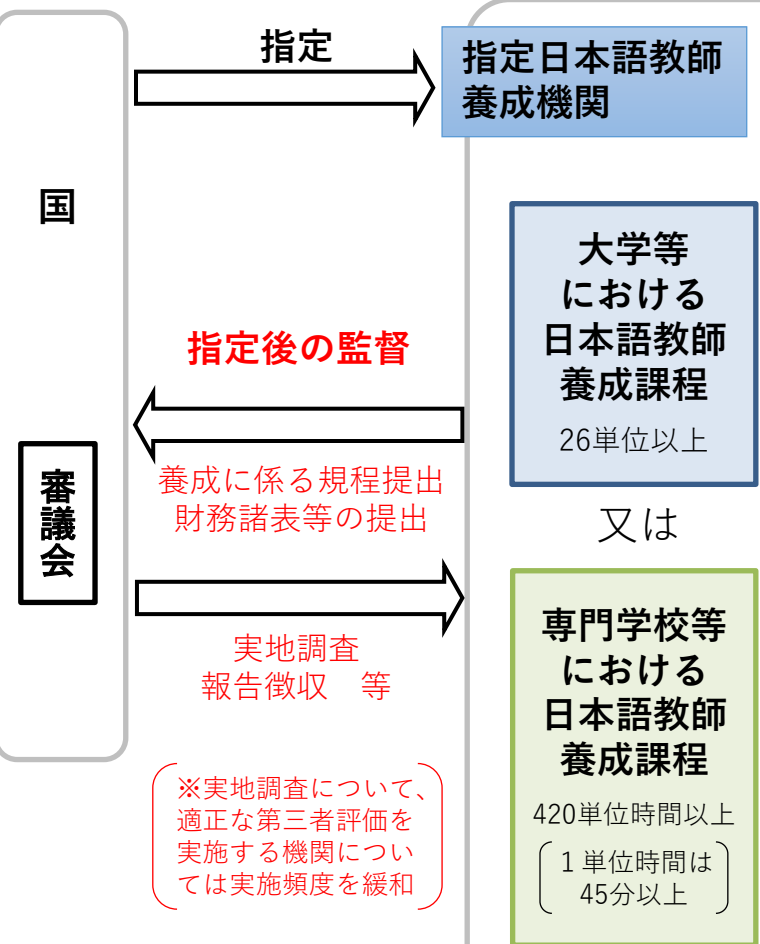
教壇実習施設

実施機関の要件等 ※最終的には文化審議会国語分科会日本語小委員会で検討

- ①日本語教師養成課程と教育実習を一体的に実施することができる体制を有すること。
- ②内容（主なもの）
 - ✓ 原則として対面で以下の内容を学習する
 - (1) オリエンテーション：目的、構成要素と内容、学習者、コースカリキュラム、教材分析
 - (2) 授業見学：指導の流れ、学習者観察の視点、授業分析評価の観点
 - (3) 授業準備：指導項目の分析、教案作成、教材教具準備
 - (4) 模擬授業：授業計画や教材・指導方法等の妥当性を検討することを主な目的としたシミュレーション。
模擬授業は複数回実践し、振り返りを行う。
 - (5) 教壇実習：1単位時間の指導2回を含む、複数回の教壇実習を実施（詳細は④）
 - (6) 教育実習全体の振り返り：準備から授業報告までの一連の流れを振り返るとともに、
学習者評価・教師評価・授業評価を行い、授業改善の手法を学ぶ。
 - ✓ その他の授業形態（マンツーマン、オンライン）、対象別、レベル別、言語活動別の指導力を育成する多様な教育実習が設計されることが望ましい。
- ③教員（主なもの）
 - ✓ 専任（常勤）の教育実習担当教員を1名以上配置
 - ✓ 教育実習担当教員の要件
 - 教育実習を実施する学科等の組織に所属
 - 日本語教育に関する学位等の資格（登録日本語教員であることが望ましい）
 - 教育法に関する教育・研究上の業績・実績又は実務上の実績
 - 教育実習内容の編成に参照
 - ✓ 教壇実習指導者は、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日文化審議会国語分科会）において示された「中堅」の段階以上にある者
- ④教壇実習（主なもの）
 - ✓ 教壇実習の実施に際しては、教壇実習施設（左記）を利用。
 - ✓ 原則として5名以上の日本語学習者に対するクラス指導で、実習生一人につき1単位時間以上の指導2回以上を実施
 - ✓ 教育機関が定めたシラバス・カリキュラムののっとり行われるクラス形式の授業を経験することとする。
 - ✓ 教育実習の対象となる学習者は、日本語を母語としない者とする。
 - ✓ 教壇実習施設が実施機関と別にある場合は、教壇実習指導者を1名以上配置し、1名あたりの教壇実習指導者が担当する実習生は20人までとすることなどを検討
- ⑤教育実習の評価・公表（主なもの）
 - ✓ 質の保証のために適切な評価項目・評価基準を定めて、専任の教育実習担当教員及び教壇実習指導者が行い、必ず課程・研修責任者が最終確認を行う。
 - ✓ 教育実習の実施機関は、提携先の教壇実習施設及びコース名・概要等を公表。
 - ✓ 年度ごとの教育実習受講者数や修了者数の公表

指定日本語教師養成機関の指定等に係る方向性（イメージ） 【たたき台】

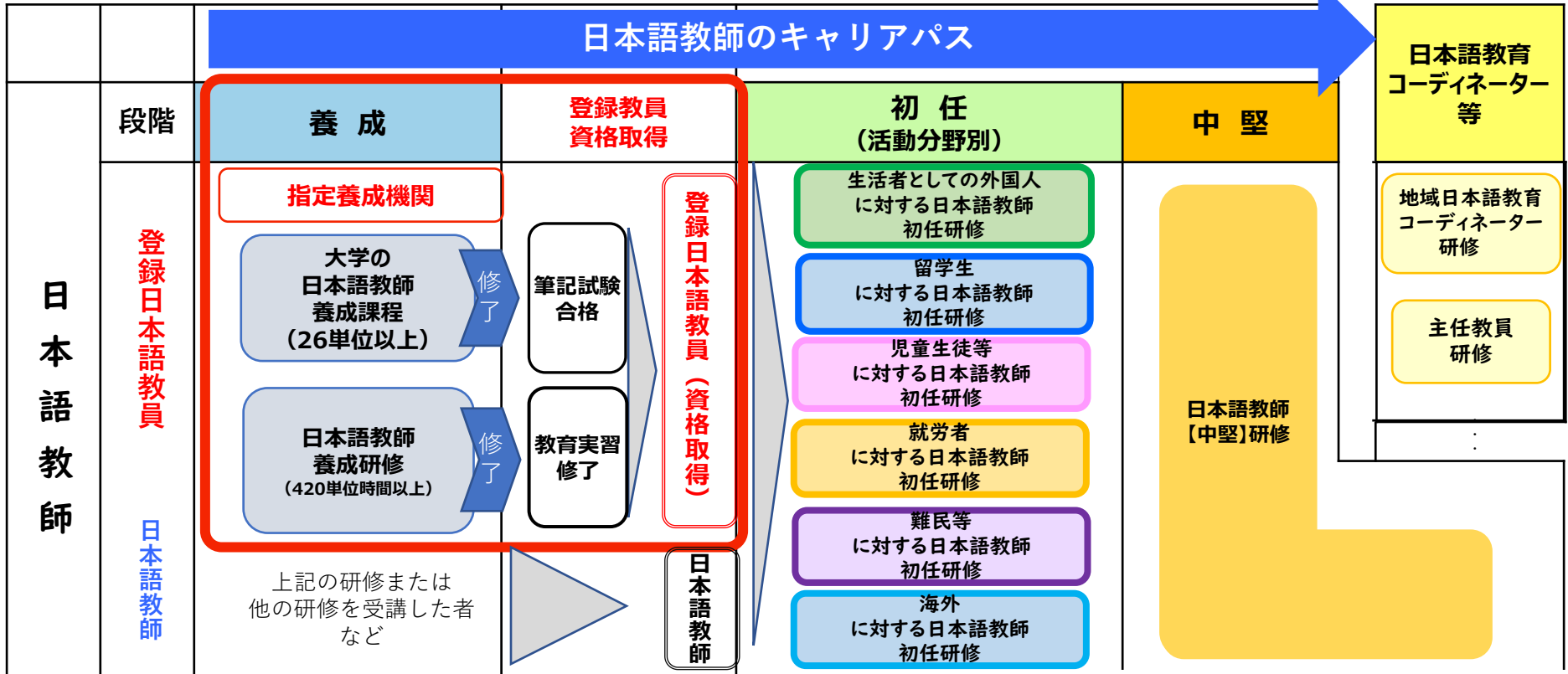
- 協力者会議の報告書では、国の指定を受けた養成機関を修了した者について、筆記試験①と教育実習を免除できることとされ、養成課程の最低単位数等や指定の際の審査項目の案等が示された。
- これを踏まえ、指定日本語教師養成機関の質を確保し、ひいては登録日本語教員の質を確保する観点から、指定日本語教師養成機関の指定等については以下のとおりとする（※上記報告書から追加した事項は赤字）。



指定時の審査項目 ※最終的には文化審議会国語分科会日本語小委員会で検討

- ①機関の基本情報（機関及び日本語教員養成課程の名称、設置形態、代表者、養成研修事業の概要、養成研修の実施形態、養成研修の実施所・環境・設備、個人情報保護の取組、連絡先）
- ②課程の教育内容等（主なもの）
 - ✓ 次のような観点を踏まえ、コースカリキュラム・シラバス、定員、受講対象者、科目担当教員数及び略歴、修了要件及び評価の考え方、受講ルール・マニュアル、広報資料、証明書様式、テストサンプル等を提示すること。
 - 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日文化審議会国語分科会）で示された「必須の教育内容」50項目を網羅すること
 - 「日本語教育の参照枠」を踏まえ、言語教育法・実習などを編成すること
 - 「必須の教育内容」50項目の各学習の時間配分が適当であること
 - 養成課程全体として学習が体系的であること
 - 講義、演習形式だけでなく体験、事例研究、問題解決学習など主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れること
 - 機関独自の学習内容を含める場合、養成課程全体の学習内容のうち2/3以上が「必須の教育内容」50項目に関するものであること
 - テストやパフォーマンス評価等により履修者の理解度の確認を行い、一定水準以上をもって修了させること
 - 通信による課程の場合、一定の単位時間以上の面接授業又は同時双方向性のある多様なメディアを高度に利用した授業による科目を含むこと
 - その他、定員、受講ルール・マニュアル、広報資料、証明書様式、テストサンプル等が適正であること
- ③教員（主なもの）
 - ✓ 養成課程を実施する学科等の組織に所属し、養成課程の編成に責任を有する常勤の主任教員を置くとともに、収容定員に応じて一定の数の常勤の教員を置くこと
 - ✓ 各科目の担当教員が、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すること
- ④実施体制、受講管理体制（主なもの）
 - ✓ 日本語教師養成課程の教員組織が適切に整備されていること
 - ✓ 受講管理体制が明確かつ適切に整備されていること
- ⑤財務状況（受講料、教材費、講師謝金等）（主なもの）
 - ✓ 指定日本語教師養成機関の財務状況を提示すること
 - ✓ 受講料、教材費、講師謝金等を適切かつ明確に定めていること
- ⑥教育実習の実習施設及び実施計画 ※詳細は前ページ
- ⑦自己点検評価、第三者評価の実施体制（主なもの）
 - ✓ 指定日本語教師養成課程を有する機関は、当該機関における課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設・設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ ※赤囲みが法案関係



日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
地域日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者

日本語学習支援者は、
○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場にボランティアとして参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。

